

ニセコ町ふるさとづくり寄付条例(平成16年条例第22号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館<u>特別展</u>に関する事業</p> <p>(5) (略)</p> <p>(寄付金の指定等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 この条例に基づいて収受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて、町長が当該事業の指定を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用_____に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(事業の区分)</p> <p>第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館_____に関する事業</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 教育およびスポーツの振興や子育て環境整備に関する事業</u></p> <p><u>(7) 住民福祉、生活環境整備に関する事業</u></p> <p><u>(8) NPO、その他ボランティア組織の活動に関する事業</u></p> <p><u>(9) 産業振興に関する事業</u></p> <p><u>(10) その他まちづくりに関する事業及び町長が特に指定する事業</u></p> <p>(寄付金の指定等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 この条例に基づいて収受した寄付金のうち、前項に規定する指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて_____町長が当該事業の指定を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用、及び寄付者への返礼品や寄付金収受に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>